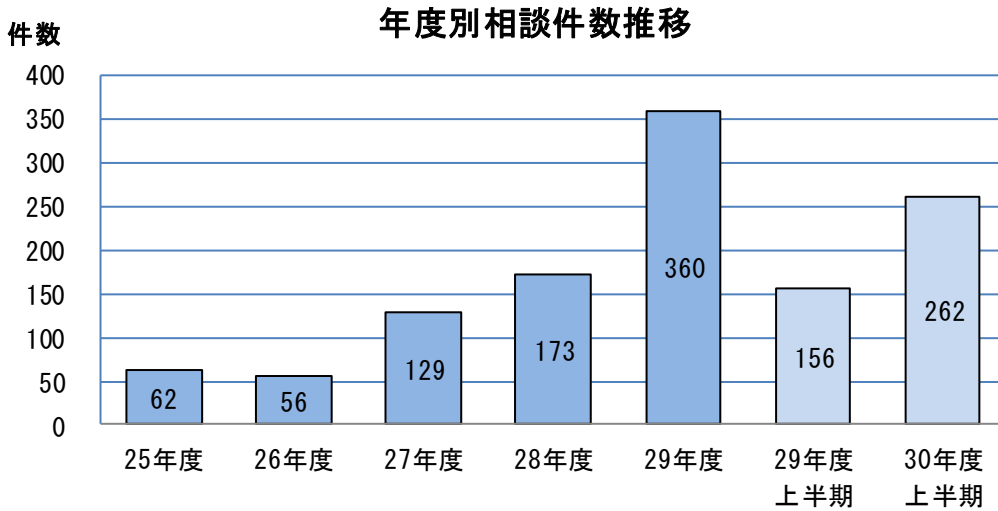
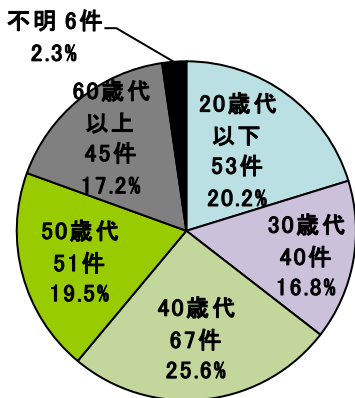


消費生活相談（情報商材）について

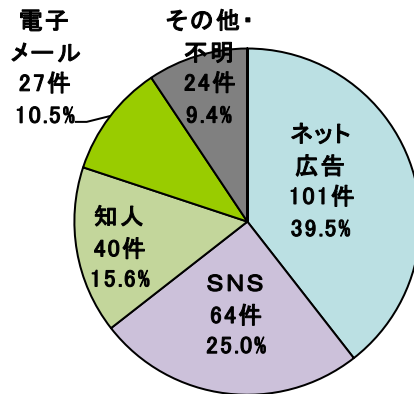
～ 法規制の可能性と県民への啓発方法～



年代別構成
(30年度上半期)



誘引方法別構成
(30年度上半期)



商材別・年代別 (30年度上半期)

単位：件

	20代以下	30代	40代	50代	60代以上	合計
仮想通貨・FX等の投資	17	16	26	20	27	106
アフィリエイト・商品広告等	10	3	12	4	2	31
物販・転売ビジネス	6	9	10	6	0	31
競馬・ギャンブル関係	4	0	1	2	2	9
その他	3	6	4	1	7	21
商材内容不明	13	6	14	18	7	58
合計	53	40	67	51	45	256
うち複数の商材を購入	2	0	12	20	15	49

※ 年齢不明6件を除く256件について分類

【相談事例】

① 20代以下（アフィリエイト）

ミニブログに「アフィリエイトで高収入が得られる。就職に有利になる。」と書込みを見つけた。問い合わせるとブログの持ち主Aから「海外企業経営向上提案の方法をブログに載せる」とアフィリエイトの内容の説明があった。

契約を結び、Aの書込みを真似してブログでつぶやいたが収入は得られなかった。解約したいが、親に内緒で解決したい。

② 30代（転売ビジネス）

「海外で商品を安く仕入れて高額で転売する方法を動画で学べる。このとおりにやれば2週間以内に10万円のお金が入る」というメールを見て興味を持ち、契約を結んだ。

後日、送られてきた動画を見てさっそく実行しようと思ったが、海外サイトが扱う商品が安くなく利益が見込めない。思うように儲けられず話が違う。

③ 40代（FX取引）

「初心者でもFXで世界屈指の無敗トレーダーと同じトレードを再現できる。トレードロジック完全搭載型のAIシステム」という電子広告を見て、FXの自動売買システムの商材を購入した。

しかし、無敗トレーダーと同じトレードは再現されず、月1回開催されるはずの会員限定の相談会も開催されない。メールで問い合わせても返事がない。

④ 50代（複数の商材）

儲け話のメールが届き、3日間説明動画を視聴した。仮想通貨に投資するプログラムで100名限定の募集をするとのことである。申込みをして参加費用50万円を振り込むとテキストが届いたが、儲けるには難解な金融知識が必要だった。

その後、石油相場や海外ブックメーカーへの投資、無料アプリ内でプッシュ作業をする副業などの契約を次々と結んだが、どれも上手くいかない。

最近、ネットで詐欺との書込みを複数見つけた。

⑤ 60代以上（仮想通貨）

投資ネットサークルの知人から、仮想通貨で儲ける自動売買システムを紹介された。システム代金を払い海外の証券会社に口座を開いて自動売買の準備をした。

ところが、指示どおりに操作してもシステムが稼働しない。販売会社にその旨を申し出ても「マニュアルの内容をよく見て行うように」との対応しかしてくれない。

【 参 考 】

1 関 係 法 令

○ 景品表示法

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 (略)

※ 特商法第12条にも通信販売について「誇大広告等の禁止」がある

○ 消費者契約法

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意又は重大な過失によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

(以下、三～八は今回改正追加部分、H31年6月15日施行)

三 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

- イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項
- ロ 容姿、体型その他の身体的特徴又は状況に関する重要な事項

四 (略)

五 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。

六～八 (略)

4～6 (略)

(取消権の行使期間等)

第七条 第四条第一項から第四項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

2 「情報商材」に関する県民への注意喚起

○ 「彩の国だより」に掲載

2019年1月号「若者を狙う悪質商法に注意！」

○ 消費生活支援センターのホームページに掲載

2018年1月9日「初心者でも簡単に稼げる？情報商材の購入・内職に注意！」

2018年12月25日「大丈夫？うまい「儲け話」にご用心！」

○ プレスリリース

2018年7月20日「平成29年度埼玉県消費生活相談年報」で前年度比倍増した相談として注意喚起

2018年11月29日「平成30年度上半期の消費生活相談の概況」で特徴的な相談として注意喚起